

事務連絡  
平成26年4月30日

各都道府県・指定都市・中核市  
子ども・子育て支援新制度担当部局 御中

内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室

子ども・子育て関連3法に係る府省令の公布について

日頃より子ども・子育て支援新制度の施行準備に御尽力・御協力をいただき大変ありがとうございます。

本日、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)」、「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号)」、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)」、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成26年厚生労働省令第62号)」及び「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号)」が公布されましたので、送付させていただきます。

なお、各府省令の取扱い通知等につきましては、別途改めて通知させていただくこととさせていただきますので、御留意願います。

また、各都道府県におかれましては、管下市町村に御周知いただきますよう御協力をお願いいたします。

【本件連絡先】

内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室  
TEL : 03-3581-2501 (直通)  
FAX : 03-3581-2521  
E-mail : kodomokosodate1@ao.go.jp

○内閣府令第三十九号

子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第三十四条第二項、第四十六条第三項の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を次のように定める。

平成二十六年四月三十日

内閣総理大臣臨時代理  
國務大臣 麻生 太郎

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準

目次

- 第一章 総則(第一条—第三条)
- 第二章 特定教育・保育施設の運営に関する基準
- 第三章 特定地域型保育事業者による運営に関する基準
- 第四章 特例施設型給付費に関する基準(第三十五条・第三十六条)
- 第五章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準(第三十七条)
- 第六章 特例地域型保育給付費に関する基準(第五十一条・第五十二条)
- 第七章 附則

(第一章 総則)

第一条 特定教育・保育施設に係る子ども・子育て支援法(以下「法」という、第三十四条第三項の内閣府令で定める基準及び特定地域型保育事業に係る法第四十六条第三項の内閣府令で定める基準

は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

一 法第三十四条第二項の規定により、同条第三項第一号に掲げる事項について市町村(特別区を含む。以下同じ)が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第四条の規定による基準

二 法第三十四条第二項の規定により、同条第三項第二号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第五条第一項、第六条(第五項を除く)、第七条、第十三条、第十五条、第二十四条から第二十七条まで、第三十二条、第三十五条及び第三十六条並びに附則第

二条及び第三条第一項の規定による基準

三 法第四十六条第二項の規定により、同条第三項第一号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第三十七条及び附則第四条の規定による基準

四 法第四十六条第二項の規定により、同条第三項第二号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第二十四条から第二十七条まで(第五十条において準用する場合に限る)、第二十二条(第四項を除く)、第四十条、第四十二条第一項から第三項まで、第四十三条、第四十四条、第五十五条及び第五十二条並びに附則第三条第一項及び第五条の規定による基準

五 法第三十四条第一項又は第四十六条第二項の規定により、法第三十四条第三項各号又は第四十六条第三項各号に掲げる事項以外の事項について市町村が条例を定めるに当たつて参考すべき基準 この府令に定める基準のうち、前四号に定める規定による基準以外のもの

(定義)  
第二条 この府令において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによ

る。  
一 小学校就学前子ども 法第六条第一項に規定する小学校就学前子どもをいう。

二 認定こども園 法第七条第四項に規定する認定こども園をいう。

三 幼稚園 法第七条第四項に規定する幼稚園をいう。

四 保育所 法第七条第四項に規定する保育所をいう。

五 家庭的保育事業をいう。

六 小規模保育事業 児童福祉法第六条の三第十項に規定する小規模保育事業をいう。

七 居宅訪問型保育事業 児童福祉法第六条の三第十一項に規定する居宅訪問型保育事業をいう。

八 事業所内保育事業 児童福祉法第六条の三第十二項に規定する事業所内保育事業をいう。

九 支給認定 法第二十条第四項に規定する支給認定をいう。

十 支給認定保護者 法第二十条第四項に規定する支給認定保護者をいう。

十一 支給認定子ども 法第二十条第四項に規定する支給認定子どもをいう。

十二 支給認定証 法第二十条第四項に規定する支給認定証をいう。

十三 支給認定の有効期間 法第二十一一条に規定する支給認定の有効期間をいう。

十四 特定教育・保育施設 法第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設をいう。

十五 特定教育・保育 法第二十七条第一項に規定する特定教育・保育をいう。

十六 法定代理受領 法第二十七条第五項(法第二十八条第四項の規定において準用する場合を含む)又は法第二十九条第五項(法第三十条第四項の規定において準用する場合を含む)の規定により市町村が支払う特定教育・保育又は特定地域型保育に要した費用の額の一部を、支給認定保護者に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。

十七 特定地域型保育事業者 法第二十九条第一項に規定する特定地域型保育事業者をいう。

十八 特定地域型保育 法第二十九条第一項に規定する特定地域型保育をいう。

十九 特別利用保育 法第二十八条第一項第一号に規定する特別利用保育をいう。

二十 特別利用教育 法第二十八条第一項第三号に規定する特別利用教育をいう。

二十一 特別利用地域型保育 法第三十条第一項第二号に規定する特別利用地域型保育をいう。

二十二 特別利用地域型保育 法第三十条第一項第三号に規定する特別利用地域型保育をいう。

(一般原則)

二十三 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者(以下「特定教育・保育施設等」という)は、良質かつ適切な内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。

二十四 特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該小学校就学前子ども立場に立つて特定教育・保育又は特定地域型保育を提供するよう努めなければならない。

二十五 特定教育・保育施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県市町村に限る)、第二十二条(第五十条において準用する場合に限る)、第三十八条第一項、第三十九条(第四項を除く)、第四十条、第四十二条第一項から第三項まで、第四十三条、第四十四条、第五十五条及び第五十二条並びに附則第三条第一項及び第五条の規定による基準

二十六 第二十二条(第五十条において準用する場合に限る)、第三十八条第一項、第三十九条(第四項を除く)、第四十条、第四十二条第一項から第三項まで、第四十三条、第四十四条、第五十五条及び第五十二条並びに附則第三条第一項及び第五条の規定による基準

二十七 第二十二条(第五十条において準用する場合に限る)、第三十八条第一項、第三十九条(第四項を除く)、第四十条、第四十二条第一項から第三項まで、第四十三条、第四十四条、第五十五条及び第五十二条並びに附則第三条第一項及び第五条の規定による基準

二十八 第二十二条(第五十条において準用する場合に限る)、第三十八条第一項、第三十九条(第四項を除く)、第四十条、第四十二条第一項から第三項まで、第四十三条、第四十四条、第五十五条及び第五十二条並びに附則第三条第一項及び第五条の規定による基準

二十九 第二十二条(第五十条において準用する場合に限る)、第三十八条第一項、第三十九条(第四項を除く)、第四十条、第四十二条第一項から第三項まで、第四十三条、第四十四条、第五十五条及び第五十二条並びに附則第三条第一項及び第五条の規定による基準

三十 第二十二条(第五十条において準用する場合に限る)、第三十八条第一項、第三十九条(第四項を除く)、第四十条、第四十二条第一項から第三項まで、第四十三条、第四十四条、第五十五条及び第五十二条並びに附則第三条第一項及び第五条の規定による基準

三十一 第二十二条(第五十条において準用する場合に限る)、第三十八条第一項、第三十九条(第四項を除く)、第四十条、第四十二条第一項から第三項まで、第四十三条、第四十四条、第五十五条及び第五十二条並びに附則第三条第一項及び第五条の規定による基準

三十二 第二十二条(第五十条において準用する場合に限る)、第三十八条第一項、第三十九条(第四項を除く)、第四十条、第四十二条第一項から第三項まで、第四十三条、第四十四条、第五十五条及び第五十二条並びに附則第三条第一項及び第五条の規定による基準

三十三 第二十二条(第五十条において準用する場合に限る)、第三十八条第一項、第三十九条(第四項を除く)、第四十条、第四十二条第一項から第三項まで、第四十三条、第四十四条、第五十五条及び第五十二条並びに附則第三条第一項及び第五条の規定による基準

三十四 第二十二条(第五十条において準用する場合に限る)、第三十八条第一項、第三十九条(第四項を除く)、第四十条、第四十二条第一項から第三項まで、第四十三条、第四十四条、第五十五条及び第五十二条並びに附則第三条第一項及び第五条の規定による基準

三十五 第二十二条(第五十条において準用する場合に限る)、第三十八条第一項、第三十九条(第四項を除く)、第四十条、第四十二条第一項から第三項まで、第四十三条、第四十四条、第五十五条及び第五十二条並びに附則第三条第一項及び第五条の規定による基準

三十六 第二十二条(第五十条において準用する場合に限る)、第三十八条第一項、第三十九条(第四項を除く)、第四十条、第四十二条第一項から第三項まで、第四十三条、第四十四条、第五十五条及び第五十二条並びに附則第三条第一項及び第五条の規定による基準

三十七 第二十二条(第五十条において準用する場合に限る)、第三十八条第一項、第三十九条(第四項を除く)、第四十条、第四十二条第一項から第三項まで、第四十三条、第四十四条、第五十五条及び第五十二条並びに附則第三条第一項及び第五条の規定による基準

(利用定員)

第一節 利用定員に関する基準

第四条 特定教育・保育施設(認定こども園及び保育所に限る)は、その利用定員(法第二十七条第一項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ)の数を二十人以上とする。

特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあっては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

- 一 認定こども園 法第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分
- 二 幼稚園 法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもの区分
- 三 保育所 法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同項第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分

#### 小学校就学前子どもの区分

##### 第二節 運営に関する基準

###### (内容及び手続の説明及び同意)

第五条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った支給認定保護者(以下「利用申込者」という。)に対し、第二十条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならぬ。

特定教育・保育施設は、利用申込者からの申出があつた場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第五項で定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要な事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設は、当該文書を交付したものとみなす。

#### 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要な事項を電気通信回線を通じて利用申込者の閲覧に供し、当該利用申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要な事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設の使用に係る

電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておきことができる物をもつて調製するファイルに前項に規定する重要な事項を記録したものを作付する方法

三 前項に掲げる方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

四 第二項第一号の「電子情報処理組織」とは、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と、利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

五 特定教育・保育施設は、第二項の規定により第一項に規定する重要な事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

六 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該利用申込者に対し、第一項に規定する重要な事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該利用申込者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

#### (利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第六条 特定教育・保育施設は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設の法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもの区もの総数が、当該特定教育・保育施設の法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもの区に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法(第四項において「選考方法」という。)により選考しなければならない。

特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第十九条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第十九条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の法第十九条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもの区に該当する支給認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の法第十九条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第二十条に規定する認定に基づき、保育の必要な程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

前二項の特定教育・保育施設は、選考方法をあらかじめ支給認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。

特定教育・保育施設は、利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あつせん、調整及び要請に対する協力)

第七条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の利用について法第四十二条第一項の規定により市町村が行うあつせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、法第十九条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する支給認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第二十四条第三項(同法附則第七十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

第八条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、支給認定保護者の提示する支給認定証によつて、支給認定の有無、支給認定子どもの該当する法第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、支給認定の有効期間及び保育必要量等を確かめるものとする。(支給認定の申請に係る援助)

第九条 特定教育・保育施設は、支給認定を受けていない保護者から利用の申込みがあつた場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならぬ。

第十一条 特定教育・保育施設は、支給認定の変更の認定の申請が遅くとも支給認定保護者が受けている支給認定の有効期間の満了日の三十日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りではない。

(心身の状況等の把握)

第十二条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たつては、支給認定子どもの心身の状況

その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行つ者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。

(教育・保育の提供の記録)  
第十二条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

## (利用者負担額等の受領)

第十三条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育(特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条及び次条において同じ)を提供した際は、支給認定保護者から当該特定教育・保育に係る利用者負担額(法第二十七条第三項第二号に掲げる額)(特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第二十八条第二項第一号に規定する市町村が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあっては法第二十八条第一項第三号に規定する市町村が定める額とする)をいう、の支払を受けるものとする。

2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額(法第二十七条第三項第一号に規定する額(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額))をい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第二十八条第二項第二号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)をいう。

3 特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)を、特別利用教育を提供する場合にあっては法第二十八条第二項第三号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用教育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額)をいう。

4 特定教育・保育施設は、前二項の支払を支給認定保護者から受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものとの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

5 特定教育・保育施設は、前三項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宣に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けられることがある。

一 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用  
二 食事の提供に要する費用(法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第二号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る)

四 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宣に要する費用  
五 前四号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宣に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であつて、支給認定保護者に負担させることが適當と認められるもの

6 特定教育・保育施設は、前四項の費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に對し交付しなければならない。

7 特定教育・保育施設は、第三項及び第四項の金錢の支払を求める際は、あらかじめ、当該金錢の使途及び額並びに支給認定保護者に金錢の支払を求める理由について書面によつて明らかにするとともに、支給認定保護者に對して説明を行い、文書による同意を得なければならぬ。ただし、第四項の規定による金錢の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

8 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費(法第二十八条第一項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項において同じ)の支給を受けた場合は、支給認定保護者に対し、当該支給認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。

9 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費(法第二十八条第一項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項において同じ)の支給を受けた場合は、支給認定保護者に係る施設型給付費等の額に係る通知等)

2 特定教育・保育施設は、前条第一項の法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容・費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を支給認定保護者に對して交付しなければならない。

## (特定教育・保育の取扱方針)

第十五条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。

一 幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号。以下「認定こども園法」という)第一条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領(認定こども園法第十一条第一項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ)

二 認定こども園(認定こども園法第三条第一項又は第三項の認定を受けた施設及び同条第九項の規定による公示がされたものに限る) 次号及び第四号に掲げる事項

三 幼稚園 幼稚園教育要領(学校教育法(昭和二十一年法律第二十六号)第二十五条の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう)

四 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和二十三年厚生省令第六十二号) 第二十五条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針

五 前項第二号に掲げる認定こども園が特定教育・保育を提供するに当たっては、同号に掲げるもののほか、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえなければならない。

(特定教育・保育に関する評価等)

第十六条 特定教育・保育施設は、自らその提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する支給認定保護者その他の特定教育・保育施設の関係者(当該特定教育・保育施設の職員を除く)による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)  
(緊急時等の対応)

第十七条 特定教育・保育施設は、常に支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、支給認定子ども又はその保護者に對し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(相談及び援助)  
(緊急時等の対応)

第十八条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行つているときに支給認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該支給認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

第十九条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている支給認定子どもの保護者が偽りその他不正な行為によつて施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(運営規程)

第二十条 特定教育・保育施設は次の各号に掲げる施設の運営についての重要な事項に関する規程、第二十三条において「運営規程」という)を定めておかなければならぬ。

一 施設の目的及び運営の方針  
二 提供する特定教育・保育の内容  
三 職員の職種、員数及び職務の内容

- 四 特定教育・保育の提供を行う日(法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあつては、学期を含む以下この章において同じ)及び時間、提供を行わない日
- 五 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額
- 第六条 第二項各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員
- 七 特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たつての留意事項(第六条第二項及び第三項に規定する選考方法を含む)
- 八 緊急時等における対応方法
- 九 非常災害対策
- 十 虐待の防止のための措置に関する事項
- (十一) その他特定教育・保育施設の運営に関する重要な事項
- (十二) 勤務体制の確保等)
- 第二十一条 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならぬ。
- 2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によつて特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 特定教育・保育施設は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
- (定員の遵守)
- 第二十二条 特定教育・保育施設は、利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行つてはならない。
- 2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によつて特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、年度中における特定教育・保育に対する需要の増大への対応、法第三十四条第五項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第二十四条第五項又は第六項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。
- (掲示)
- 第二十三条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要な事項を掲示しなければならない。
- (支給認定子どもを取り扱う原則)
- 第二十四条 特定教育・保育施設においては、支給認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。
- (虐待等の禁止)
- 第二十五条 特定教育・保育施設の職員は、支給認定子どもに対し、児童福祉法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該支給認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
- (懲戒に係る権限の濫用禁止)
- 第二十六条 特定教育・保育施設(幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ)の長たる特定教育・保育施設の管理者は、支給認定子どもに対し児童福祉法第四十七条第三項の規定により懲戒に關し、その支給認定子どもの福祉のために必要な措置を探るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。
- (秘密保持等)
- 第二十七条 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 特定教育・保育施設は、職員であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対し、支給認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該支給認定子どもの保護者の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

- 第二十八条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用するようとする小学校就学前子どもに係る支給認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるよう、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報を提供を行うよう努めなければならない。
- 2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。
- (利益供与等の禁止)
- 第二十九条 特定教育・保育施設は、利用者支援事業(法第五十九条第一号に規定する事業をいう)その他の地域子ども・子育て支援事業を行つ者(次項において「利用者支援事業者等」という)、教育・保育施設若しくは地域型保育を行つ者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対し当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。
- 2 特定教育・保育施設は、利用者支援事業者等、教育・保育施設若しくは地域型保育を行つ者等又はその職員から、小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。
- (苦情解決)
- 第三十条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども又は支給認定保護者その他の当該支給認定子どもの家族(以下この条において「支給認定子ども等」という)からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。
- 2 特定教育・保育施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第十四条第一項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からその質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び支給認定子ども等からの苦情に關し、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならぬ。
- 特定教育・保育施設は、市町村からの求めがあつた場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。
- (地域との連携等)
- 第三十一条 特定教育・保育施設は、その運営に当たつては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を<sup>1</sup>行う等の地域との交流に努めなければならない。
- (事故発生の防止及び発生時の対応)
- 第三十二条 特定教育・保育施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。
- 1 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- 2 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。
- 3 事故が発生した場合の対応のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。
- 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該支給認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 特定教育・保育施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)  
第三十三条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備)

第三十四条 特定教育・保育施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならぬ。

2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。

一 第十五条第一項各号に定めるものに基づく特定教育・保育の提供に当たつての計画

二 第十二条に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項の提供の記録

三 第十九条に規定する市町村への通知に係る記録

四 第三十条第一項に規定する苦情の内容等の記録

五 第三十二条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採つた処置についての記録

(特別利用保育の基準)  
第三節 特例施設型給付費に関する基準

第三十五条 特定教育・保育施設(保育所に限る。この条において同じ)が法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、

法第三十四条第一項第三号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育

に係る法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、第四条第二項第三号の規定により定められた法第十九条第一項

第二号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第一項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を含むものとして、本章(第六条第三項及び第七条第二項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第六条第一項第一号及び第七条第二項を除く。の規定を適用する。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育

に係る法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第十九条第一項第二号又は第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数とあるのは、「法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数」とする。

(特別利用教育の基準)  
第三十六条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。次項において同じ)が法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、

法第三十四条第一項第二号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、第四条第二項第二号の規定により定められた法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

(特別利用教育の基準)  
第三十七条 特定地域型保育事業のうち、家庭的保育事業にあつては、その利用定員(法第二十九条第一項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数を一人以上五人以下、小規模保育事業A型(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成二十六年厚生労働省令第六十一号)第二十八条に規定する小規模保育事業A型をいう。)及び小規模保育事業B型(同省令第三十一条に規定する小規模保育事業B型をいう。)にあつては、その利用定員の数を六人以上十九人以下、小規模保育事業C型(同省令第三十三条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第四条において同じ。)にあつては、その利用定員の数を六人以上十人以下、居宅訪問型保育事業にあつては、その利用定員の数を一人とする。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所(以下「特定地域型保育事業所」という。)ごとに、法第十九条第一号第三号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員(事業所内保育事業を行う事業所にあつては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第四十二条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども(当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等(児童福祉法第六条の三第十二項第一号ハに規定する共済組合等をいう。)に係るものにあつては共済組合等の構成員(同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。)の監護する小学校就学前子どもとする。及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。)を、満一歳に満たない小学校就学前子どもと満一歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

(第二節 運営に関する基準)  
第三十八条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第四十六条に規定する運営規程の概要、第四十二条に規定する連携施設の種類、名称、連携協力の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 第五条第二項から第六項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)  
第三十九条 特定地域型保育事業者は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超える場合においては、法第二十条第四項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3 前項の特定地域型保育事業者は、前項の選考方法をあらかじめ支給認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。

4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る文給認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第四十条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業の利用について法第五十四条第一項の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第二十四条第三項(同法附則第七十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(心身の状況等の把握)

第四十一条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならぬ。

第四十二条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く)この項において同じ)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力をを行う認定子ども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という)を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であつて、連携施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

二 必要に応じて、代替保育(特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう)を提供すること。

三 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた支給認定子ども(事業所内保育事業を利用する支給認定子どもにあっては、第三十七条第一項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この項において同じ)を当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該支給認定子どもに係る支給認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2 居宅訪問型保育事業を行う者は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第三十七条第一号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、前項本文の規定にかかるらず、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所支援施設(児童福祉法第四十二条に規定する障害児入所施設をいう)との他の市町村の指定する施設(以下この項において「居宅訪問型保育連携施設」という)を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であつて、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいて居宅訪問型保育を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。

3 事業所内保育事業を行つて、第三十七条第一項の規定により定める利用定員が二十人以上ものについては、第一項本文の規定にかかるらず、連携施設の確保に当たつて、第一項第一号及び第二号に係る連携協力を求めることが要しない。

4 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第四十三条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育(特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む)以下この条及び第五十条において準用する第十四条において同じ)を提供した際は、支給認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額(法第二十九条第三項第一号に掲げる額)を当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第三十条第一項第二号に規定する市町村が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては法第三十条第一項第三号に規定する市町村が定める額とする)をいう)の支払を受けるものとする。

2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額(法第二十九条第三項第一号に掲げる額)を当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第三十条第二項第二号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)を、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては法第三十条第二項第三号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額)をいい、当該特定利用地域型保育を提供する場合にあっては法第三十条第二項第二号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額)をいう)の支払を受けるものとする。

3 特定地域型保育事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たつて、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

4 特定地域型保育事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

一 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品

二 特定地域型保育等に係る行事への参加に要する費用

三 特定地域型保育事業所に通う際に提供される便宜に要する費用

四 前二号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であつて、支給認定保護者に負担させることが適當と認められるもの

5 特定地域型保育事業者は、前四項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しなければならない。

6 特定地域型保育事業者は、第三項及び第四項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第四項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(特定地域型保育の取扱方針)

第四十四条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十五条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。

(特定地域型保育に関する評価等)

第四十五条 特定地域型保育事業者は、自らその提供する特定地域型保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(運営規程)

第四十六条 特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(第五十条において準用する第二十三条において「運営規程」という)を定めておかなければならぬ。

一 事業の目的及び運営の方針

二 提供する特定地域型保育の内容

三 職員の職種、員数及び職務の内容

四 特定地域型保育の提供を行う日及び時間、提供を行わない日

五 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額

六 利用定員

七 特定地域型保育事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項(第三十

九条第二項に規定する選考方法を含む)

八 緊急時等における対応方法

九 非常災害対策

十 虐待の防止のための措置に関する事項

十一 その他特定地域型保育事業の運営に関する重要な事項

(勤務体制の確保等)

第四十七条 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならぬ。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定地域型保育事業者は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第四十八条 特定地域型保育事業者は、利用定員を超えて特定地域型保育の提供を行つてはならない。ただし、年度中における特定地域型保育に対する需要の増大への対応、法第三十四条第五

項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第十四条第六項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(記録の整備)

第四十九条 特定地域型保育事業者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならぬ。

2 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。

一 第四十四条に定めるものに基づく特定地域型保育の提供に当たつての計画

二 次条において準用する第十二条に規定する提供した特定地域型保育に係る必要な事項の提供の記録

三 次条において準用する第十九条に規定する市町村への通知に係る記録

五 次条において準用する第三十条第二項に規定する苦情の内容等の記録  
ついての記録

(準用)

第五十条 第八条から第十四条まで(第十条及び第十二条を除く)、第十七条から第十九条まで及び第二十三条から第三十三条までの規定は、特定地域型保育事業について準用する。この場合において、第十四条第一項中「施設型給付費」(法第二十八条第一項に規定する特例施設型給付費を含む)以下この項において同じ)、とあるのは「地域型保育給付費」(法第三十条第一項に規定する特例地域型保育給付費を含む)以下この項において同じ)、と読み替えるものとする。

(特別利用地域型保育の基準)

第五十一条 特定地域型保育事業者が法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第四十六条第一項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに該当する支給認定子どもを含む)の総数が、第三十七条第二項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第一項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を含むものとして、本章(第二十九条第二項及び第四十条第二項)を除く)の規定を適用する。

(特定利用地域型保育の基準)

第五十二条 特定地域型保育事業者が法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第四十六条第一項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども数及び特定地域型保育事業所を現に利用している法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもも(前項第一項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあつては当該特別利用地域型保育の対象となる法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもを含む)の総数が、第三十七条第二項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第一項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を含むものとして、本章の規定を適用する。

(施行期日)  
(附則)

第一条 この府令は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。

(特定保育所に関する特例)

第二条 特定保育所(法附則第六条第一項に規定する特定保育所をいう。以下同じ)が特定教育・保育を提供する場合においては、当分の間、第十三条第一項中「法第二十七条第三項第二号に掲げる額(特定教育・保育施設が)」とあるのは、「定める額とする」をい

う」とあるのは、「定める額をいう」と、同条第二項中「法第二十七条第三項第一号に規定する額」とあるのは、「法附則第六条第三項の規定により読み替えられた法第二十八条第一号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第三項中「支払」とあるのは、「支払を、市町村の同意を得て」と、第十九条中「施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき」とあるのは、「法附則第六条第一項の規定による委託賃の支払の対象となる特定教育・保育の提供を受け、又は受けようとしたとき」とし、第六条及び第七条の規定は適用しない。

2 特定保育所は、市町村から児童福祉法第二十四条第一項の規定に基づく保育所における保育を行つことの委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

### (施設型給付費等に関する経過措置)

**第三条** 特定教育・保育施設が法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特定教育・保育又は特別利用保育を提供する場合においては、当分の間、第十三条第一項中「法第二十七条第三項第二号に掲げる額」とあるのは「法附則第九条第一項第一号に規定する市町村が定める額」と「法第二十八条第二項第二号に規定する市町村が定める額」とあるのは「法附則第九条第一項第二号に規定する市町村が定める額」とあるのは「法附則第九条第一項第二号□(1)に規定する市町村が定める額」と、同条第二項中「法第二十七条第三項第一号に規定する額」その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額とあるのは「法附則第九条第一項第二号□(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額」その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額及び同号□に規定する市町村が定める額」と、「法第二十八条第二項第二号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額とあるのは「法附則第九条第一項第二号□(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額」その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額及び同号□(2)に規定する市町村が定める額」とする。

保育に要した費用を超えるときは、該市町村が定める額」とする。

**第四条** 小規模保育事業C型にあっては、この府令の施行の日から起算して五年を経過する日までの間、第三十七条第一項中「六人以上十人以下」とあるのは「六人以上十五人以下」とする。  
**(連携施設に関する経過措置)**

第五条 特定地域型保育事業者は、連携施設の確保が著しく困難であつて、法第五十九条第四号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市町村が認める場合は、第四十二条第一項本文の規定にかかわらず、この府令の施行の日から起算して五年を経過する日までの間、連携施設を確保することができる。

第五十九条 特定地域保健事業者に、選抜施設の確保が著しく困難であるとして、法定第五十九条第四項に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市町村が認める場合は、第四十二条第一項本文の規定にかかわらず、この府令の施行の日から起算して五年を経過する日までの間、連携施設を確保することができる。

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準  
(趣旨)

**第一条** 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(以下「法」という。)第十三条第一項の主務省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

一 法第十三条第一項の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県(指定都市等(同条第一項に規定する指定都市等をいう。以下同じ。)の区域内に所在する幼保連携型認定こども園(都道府県が設置するものを除く。については、当該指定都市等。以下同じ。)が条例を定めるに当たつて従つべき基準、第四条、第五条、第十三条第二項(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和二十三年厚生省令第六十三号)第八条ただし書の規定を読み替えて準用する部分に限る。)、附則第二条第一項及び附則第三条の規定による基準)

二 法第十三条第一項の規定により、同条第二項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従つべき基準(第六条、第七条第一項から第六項まで、第十三条第一項(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十二条第八号の規定を準用する部分に限る。)及び第二項(同令第八条ただし書の規定を読み替えて準用する部分に限る。)、第十四条、附則第二条第一項並びに附則第四条の規定による基準)

三 法第十三条第一項の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従つべき基準(第九条第一項(第一号及び第一号に係る部分に限る。)、第十二条及び第十三条第一項(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第九条から第九条の三まで、第十一条(第四項ただし書を除く。)、第十四条の二並びに第三十一条の二(後段を除く。)の規定を読み替えて準用する部分に限る。)の規定による基準)

四 法第十三条第一項の規定により、同条第二項各号に掲げる事項以外の事項について都道府県が条例を定めるに当たつて参考すべき基準(この命令に定める基準のうち、前三号に定める規定による基準以外のもの)

2 法第十三条第一項の主務省令で定める基準は、都道府県知事(指定都市等の区域内に所在する幼保連携型認定こども園(都道府県が設置するものを除く。については、当該指定都市等の長。次条及び第二条において同じ。)の監督に属する幼保連携型認定こども園の園児(法第十四条第六項に規定する園児をいう。以下同じ。)が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な養成又は訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

3 内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣は、法第十三条第二項の主務省令で定める基準を常に向上させるよう努めるものとする。  
(設備運営基準の目的)  
第一条 法第十三条第一項の規定により都道府県が条例で定める基準(次条において「設備運営基準」という。)は、都道府県知事の監督に属する幼保連携型認定こども園の園児が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な養成又は訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。  
(設備運営基準の向上)

第三条 都道府県知事は、その管理に属する法第二十五条に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴き、その監督に属する幼保連携型認定こども園に対し、設備運営基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。  
都道府県は、設備運営基準を常に向上させるように努めるものとする。  
(学級の編制の基準)  
第四条 满三歳以上の園児については、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制するものとする。  
一 学級の園児数は、三十五人以下を原則とする。  
二 学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編制することを原則とする。

○文部科学省令第一号  
内閣總理大臣臨時代理  
厚生労働省令第一号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第十三条第二項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を次のように定める。  
平成二十六年四月三十日

内閣總理大臣臨時代理  
國務大臣 麻生 太郎  
文部科學大臣臨時代理  
國務大臣 田村 恵久  
厚生労働大臣 田村 恵久

(職員の数等)

は保育教諭、次項において「保育教諭等」という、を一人以上置かなければならない。  
特別の事情があるときは、保育教諭等は、専任の副園長若しくは教頭が兼ね、又は当該幼保連携

以下同じ。に直接從事する職員の数は、次の表の上欄に掲げる園児の区分に応じ、それ、その同表の下欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時一人を下つてはならない。

園児の区分	員	数
一歳四ヶ月以上二歳四ヶ月未満	11	11

園児の区分	員	数
一 満四歳以上の園児	おおむね三十人につき一人	おおむね二十人につき一人
二 満三歳以上満四歳未満の園児	おおむね二十人につき一人	おおむね六人につき一人
三 満一歳以上満三歳未満の園児	おおむね六人につき一人	おおむね三人につき一人
四 満一歳未満の園児		

—

二 この表に定める員数は、同表の上欄の園児の区分ごとに下欄の園児数に応じ定める数を合算した数とする。  
三 この表の第一号及び第二号に係る員数が学級数を下るときは、当該学級数に相当する數を当該員数とする。

四 園長が専任でない場合は、原則としてこの表に定める員数を一人増加するものとする。  
幼保連携型認定こども園には、調理員を置かなければならない。ただし、第十三条第一項において

読み替えて準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十二条の二（後段を除く。）第三項において同じ。の規定により、調理業務の全部を委託する幼保連携型認定こども園に

効保連に携帯型認定とともに園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。

**主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭事務職員**

園舎及び園庭を備えなければならぬ。  
園舎は「一階建以下を原則とする」とし、特別の事情がある場合は「二階建以上とする」にが  
ら、運営権認定ことには園舎及び園庭を備えなければならない。

、保育室、遊戯室又は便所（以下この項及び次項において「保育室等」という）。

園舎及び園庭

園舎は、一階建以下を原則とする。ただし、特別の事情がある場合は、二階建以上とすることができる。  
3 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所、以下この項及び次項において「保育室等」というのは一階に設けるものとする。ただし、園舎が第十三条第一項において読み替えて準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十一条第八号イ、ロ及びヘに掲げる要件を満たすときは保育室等を二階に、前項ただし書の規定により園舎を三階建以上とする場合であつて、第十三条第一項において準用する同令第三十二条第八号ロからチまでに掲げる要件を満たすときは、保育室等を三階以上の階に設けることができる。

学級数	面積(平方メートル)
一学級	180
二学級以上	$320 + 100x$ (学級数 - 2)
一 満三歳未満の園児数に応じ、次条第六項の規定により算定した面積 園庭の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。	
一 次に掲げる面積のうちいかずれか大きい面積 イ 次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積	
学級数	面積(平方メートル)
二学級以下	$330 + 30x$ (学級数 - 1)
三学級以上	$400 + 80x$ (学級数 - 3)

学級数	面積(平方メートル)
一学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$
二学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$
三学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$
八 飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備	□ $(\text{I} + \text{II} + \text{III}) \times 1.0$ I-1 満三歳未満の園児数に応じ、次条第六項の規定により算定した面積 I-2 園庭の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。 I-3 次に掲げる面積のうちいかずれか大きい面積
九 保育室(満三歳以上の園児に係るものに限る)の数は、学級数を下つてはならない。	□ $\text{I} + \text{II} + \text{III}$ I-1 一・二・三平方メートルに満三歳以上の園児数を乗じて得た面積 I-2 園舎に備えるべき設備
十 保育室と遊戯室及び保健室と調理室	第七条 園舎には、次に掲げる設備(第一号に掲げる設備については、満一歳未満の保育を必要とする子どもを入園させる場合に限る)を備えなければならない。ただし、特別の事情があるときは、保育室と遊戯室及び職員室と保健室とは、それぞれ兼用することができる。
十一 職員室	一 職員室
十二 乳児室又は保育室	二 乳児室
十三 保育室	三 保育室
十四 遊戯室	四 遊戯室
十五 保健室	五 保健室
十六 調理室	六 調理室
十七 便所	七 便所



第十一條第一項

2 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第八条の規定は、幼保連携型認定こども園の職員及び設備について準用する。この場合において、同条の見出し中「他の社会福祉施設を併せて設置する」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねる」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねる」と「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、同条中「他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ

## (幼稚園設置基準の準用

**第十四条 幼稚園設置基準**（昭和三十一年文部省令第三十二号）第七条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、同条第一項中「児童の教育上」とあるのは、「その運営上」と、同条第二項中「施設及び設備」とあるのは「設備」と読み替えるものとする。

**第一条** この命令は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号。以下「一部改正法」という。）の施行の日（以下「施行日」）から施行する。

### (みなし幼保連携型認定こども園に関する経過措置)

ども園(一部改正法附則第三条第一項の規定により法第十七条第一項の設置の認可があつたものとみなされた)旧幼保連携型認定こども園(一部改正法による改正前の法第七条第一項に規定する認定こども園である同法第三条第一項に規定する)幼保連携型施設(幼稚園及び保育所で構成されるものに

限るをいう。以下この条において同じ。め職員配置については、なお従前の例による」とができる。

2 みなし幼保連携型認定こども園の設備については、第六条から第八条までの規定にかかわらず、当分の間なお前述の例によることができる。

(幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例)  
第三条 施設田づけ記算して五年間は、別園長又は助

五条第三項の規定の適用については、同項の表備考第一号中「かつ」とあるのは、「又は」とすることができる。

(幼保連携型認定こども園の設置に係る特例)

ると認められるものに限る。以下この条において同じ、を設置している者が、当該幼稚園を廃止し、当該幼稚園同一の所長易任(スルイー)、当該幼稚園の設備を用い、一幼保委員会(スルイー)、

する場合における当該幼保連携型認定ごとも園に係る第六条第三項及び第七項並びに第七条第六項

それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規範

施行日の前日において現に保育所（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下この条において同じ。）を設置している者が、当該保育所を廃止し、当該保育所と同一の所在場所において、当該保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る第六条第二項、第六項及び第七項の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第六条 第七項		一 面積に掲げる面積のうちいすれか大きいイ、次の一表の上欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積	
学級数	面積(平方メートル)	三学級以上	二・三平方メートルに満三歳以上の園児数を乗じて得た面積
一学級以下	$330 + 30X$ (但書付-1)	$400 + 80X$ (但書付-3)	口 三・三平方メートルに満三歳以上の園児数を乗じて得た面積
三学級以上			

施行日の前日において現に幼稚園又は保育所を設置している者が、当該幼稚園又は保育所を廢止せし、当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所において、当該幼稚園又は保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園であつて、当該幼保連携型認定こども園の園舎と同一の敷地内又は隣接する位置に園庭(第六条第七項第一号の面積以上の面積のものに限る)を設けるものは、当分の間、同条第五項の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす場所に園庭を設けることができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園は、満三歳以上の園児の教育及び保育に支障がないようにしなければならない。

一 園児が安全に移動できる場所であること。

二 園児が安全に利用できる場所であること。

園児が日常的に利用できる場所であること。

○厚生労働省令第六十一号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十四条  
育事業等の設備及び運営に関する基準を次のように定める。

平成二十六年四月三十日

目次

第一章 總則 第一條—第二十一条

第二章 小規模保育事業

### 第一節 通則（第二十七條）

## 第一節 小規模保育事業 A型（第二十八条・第三十条）

第三節 小規模保育事業C型（第二十二条—第三十六条）

第四章 居宅訪問型保育事業（第三十七条—第四十一条）

## 第五章 事業所内保育事業（第四十二条—第四十八条）

附錄

(趣旨)

**第一条** 児童福祉法(昭和二十二年法律第六百六十四号)以下「法」という。第三十四条の十六第二項

の厚生労働省令で定める基準 以下 設備運営基準  
それぞれ当該路線に定める規定による基準とする。

一 法第三十四条の十六第一項の規定により、同条

別区を含む。以下同じ。が条例を定めるに当たつ

従事する職員に係る部分に限れ、第二十一条

二 法第三十四条の十六第一項の規定により、同条

例を定めるに当たつて従つべき基準 第六条、第十一一条から第十三条まで、第十五条、第十六条、第二十条、第二十一条第四号(調理設備に係る部分に限る)、第二十五条(第三十条、第三十二条)

条、第三十六条、第四十一条、第四十六条及び第四十八条において準用する場合を含む）、第二十七条、第二十八条第一号（調理設備に係る部分に限る）（第三十二条及び第四十八条において準用する場合を含む）、及び第四号（調理設備に係る部分に限る）（第三十二条及び第四十八条において準用する場合を含む）、第三十二条第一号（調理設備に係る部分に限る）、及び第四号（調理設備に係る部分に限る）、第三十五条、第三十七条、第四十条、第四十三条第一号（調理室に係る部分に限る）、及び第五号（調理室に係る部分に限る）、第四十五条並びに附則第二条から第五条までの規定による基準

三 法第三十四条の十六第一項の規定により、同条第一項第一号及び第一号に掲げる事項以外の事項について市町村が条例を定めるに当たつて参考すべき基準 この省令に定める基準のうち、前二号に定める規定による基準以外のもの

二 設備運営基準は、市町村長（特別区の長を含む以下同じ）の監督に属する家庭的保育事業等（法第二十四条第一項に規定する家庭的保育事業等をいう以下同じ）、を利用している乳児又は幼児（満三歳に満たない者に限り、法第八条の三第九項第二号、同条第十項第一号、同条第十一項第二号又は同条第十二項第二号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であつて満三歳以上のものについて保育を行う場合にあっては、当該児童を含む以下同じ）以下「利用乳幼児」というが、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（家庭的保育事業等を行う事業所（以下「家庭的保育事業所等」という）の管理者を含む以下同じ）、が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

三 厚生労働大臣は、設備運営基準を常に向上させるよう努めるものとする。

（最低基準の目的）

第三条 市町村長は、その管理に属する法第八条第四項に規定する市町村児童福祉審議会を設置している場合にあっては、その意見を、その他の場合にあっては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聞き、その監督に属する家庭的保育事業等を行つ者（以下「家庭的保育事業者等」という）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるよう勧告することができる。

2 市町村は、最低基準を常に向上させるよう努めるものとする。

（最低基準と家庭的保育事業者等）

第四条 家庭的保育事業者等は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている家庭的保育事業者等においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

（家庭的保育事業者等の一般原則）

第五条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に對し、当該家庭的保育事業等の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、自らその行う保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならぬ。

4 家庭的保育事業者等は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

2 家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行つ場所を除く。次項、次条第一号、第十四条第二項及び第三項、第十五条第一項並びに第十六条において同じ）には、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するため必要な設備を設けなければならない。

3 家庭的保育事業所等の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払つて設けられなければならない。

## (保育所等との連携)

第六条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という)、学校を除く。以下この条、第七条第一項、第十四条第一項及び第二項、第十五条第一項及び第五項、第十六条並びに第十七条第一項から第三項までにおいて同じ)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満三歳以上の児童に対し必要な教育(教育基本法(平成十八年法律第二十号)第六条第一項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第三号において同じ)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力をを行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という)を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であつて、連携施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいて家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を除く。第十六条第二項第三号において同じ)を行なう家庭的保育事業者等については、この限りでない。

一 利用乳幼児に集團保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。

二 必要に応じて、代替保育(家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう)を提供すること。

三 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業(法第六条の三第十一項)に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ)の利用乳幼児にあつては、第四十一条に規定するその他の乳幼児又は児童に限る。以下この号において同じ)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

(家庭的保育事業者等と非常災害)

第七条 家庭的保育事業者等は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不斷の注意と訓練をするように努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月一回は、これを行わなければならぬ。

(家庭的保育事業者等の職員の一般的要件)

第八条 家庭的保育事業等において利用乳幼児の保育に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であつて、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

(家庭的保育事業者等の職員の知識及び技能の向上等)

第九条 家庭的保育事業者等の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第十条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等併せて設置するときは、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第十二条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第十三条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

## (懲戒に係る権限の濫用禁止)

第十四条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 家庭的保育事業者等には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

4 居宅訪問型保育事業者は、保育に従事する職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

5 居宅訪問型保育事業者は、居宅訪問型保育事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。

(食事)

第十五条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、家庭的保育事業所等内で調理する方法(第十条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む)により行わなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、利用乳幼児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。

3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに利用乳幼児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

4 調理は、あらかじめ作成された献立に従つて行わなければならない。

5 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

(食事の提供の特例)

第十六条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第一項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設(以下「搬入施設」という)において調理し家庭的保育事業者等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることができる。もなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

1 利用乳幼児に対する食事の責任が当該家庭的保育事業者等にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。

2 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設(保健所、市町村等の栄養士により、献血等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること)。

3 調理業務の受託者を、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とすること。

4 利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供やアレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じて、食事に適切に配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

- 2 搬入施設は、次の各号に掲げるいすれかの施設とする。**
- 一 連携施設**
  - 二 当該家庭的保育事業者等と同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事業（法第六条の三第十項に規定する小規模保育事業をいう。以下同じ。若しくは事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設（医療機関等）**
  - 三 学校給食法（昭和二十九年法律第二百六十号）第三条第二項に規定する義務教育諸学校又は同法第六条に規定する共同調理場（家庭的保育事業者等が離島その他の地域であつて、第一号及び第二号に掲げる搬入施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいて家庭的保育事業等を行つ場合に限る。）**
- （利用乳幼児及び職員の健康診断）**
- 第十七条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも一年に二回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。**
- 2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断が行われた場合であつて、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。**
- 3 第一項の健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は利用乳幼児の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ保育の提供又は法第二十四条第六項の規定による措置を解除又は停止する等必要な手続をとることを、家庭的保育事業者等に勧告しなければならない。**
- 4 家庭的保育事業等の職員の健康診断に当たつては、特に利用乳幼児の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。**
- （家庭的保育事業所等内部の規程）**
- 第十八条 家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要な事項に関する規程を定めておかなければならぬ。**
- 一 事業の目的及び運営の方針**
- 二 提供する保育の内容**
- 三 職員の職種、員数及び職務の内容**
- 四 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日**
- 五 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額**
- 六 乳児、幼児の区分ごとの利用定員**
- 七 家庭的保育事業等の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たつての留意事項**
- 八 緊急時等における対応方法**
- 九 非常災害対策**
- 十 虐待の防止のための措置に関する事項**
- 十一 その他家庭的保育事業等の運営に関する重要な事項**
- （家庭的保育事業所等に備える帳簿）**
- 第十九条 家庭的保育事業所等には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならぬ。**
- （秘密保持等）**
- 第二十条 家庭的保育事業者等の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。**
- 2 家庭的保育事業者等は、職員であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らさがないよう、必要な措置を講じなければならない。**
- （苦情への対応）**
- 第二十一条 家庭的保育事業者等は、その行った保育に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。**
- 2 家庭的保育事業者等は、その行った保育に関して、当該保育の提供又は法第二十四条第六項の規定による措置に係る市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。**
- 第二章 家庭的保育事業**
- （設備の基準）**
- 第二十二条 家庭的保育事業は、次条第二項に規定する家庭的保育者の居宅その他の場所（保育を受ける乳幼児の居宅を除く。）であつて、次の各号に掲げる要件を満たすものとして、市町村長が適當と認める場所（次条において「家庭的保育事業を行つ場所」という。）で実施するものとする。**
- 一 乳幼児の保育を行つ専用の部屋を設けること。**
  - 二 前号に掲げる専用の部屋の面積は、九・九平方メートル（保育する乳幼児が三人を超える場合は、九・九平方メートルに三人を超える人数一人につき三・三平方メートルを加えた面積）以上であること。**
  - 三 乳幼児の保健衛生上必要な採光、照明及び換気の設備を有すること。**
  - 四 衛生的な調理設備及び便所を設けること。**
  - 五 同一の敷地内に乳幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭（付近にあるこれに代わるべき場所を含む。次号において同じ。）があること。**
  - 六 前号に掲げる庭の面積は、満二歳以上の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。**
  - 七 火災報知器及び消火器を設置するとともに、消防訓練及び避難訓練を定期的に実施すること。**
- （職員）**
- 第二十三条 家庭的保育事業を行つ場所には、次項に規定する家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、調理員を置かないことができる。**
- 一 調理業務の全部を委託する場合**
- 二 第十六条第一項の規定により搬入施設から食事を搬入する場合**
- 2 家庭的保育者（法第六条の三第九項第一号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者であつて、次の各号のいずれにも該当する者とする。**
- 一 保育を行つている乳幼児の保育に専念できる者**
- 二 法第十八条の五各号及び法第三十四条の二十第一項第四号のいずれにも該当しない者**
- 3 家庭的保育者（人が保育することができる乳幼児の数は、三人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者（市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者であつて、家庭的保育者を補助するもの）をいう。第三十四条第二項において同じ。）とともに保育する場合には、五人以下とする。**
- （保育時間）**
- 第二十四条 家庭的保育事業における保育時間は、一日につき八時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、家庭的保育事業を行つう者（次条及び第二十六条において「家庭的保育事業者」という。）が定めるものとする。**

## (保育の内容)

第二十五条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和二十二年厚生省令第六十三号)第三十五条に規定する厚生労働大臣が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。

## 第三章 小規模保育事業

## 第一節 通則

## (小規模保育事業の区分)

第二十七条 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型及び小規模保育事業C型とする。

## 第二節 小規模保育事業A型

## (設備の基準)

第二十八条 小規模保育事業A型を行う事業所(以下「小規模保育事業所A型」という)の設備の基準は、次のとおりとする。

## 一 乳児又は満二歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所A型には、

乳児室又はほふく室、

調理設備及び便所を設けること。

## 二 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児一人につき三・三平方メートル以上である

こと。

## 三 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。

## 四 満一歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所A型には、

保育室又は遊戯室、屋外遊戯場(当該事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む)。次号並びに第三十三条第四号及び第五号において同じ)、調理設備及び便所を設けること。

## 五 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児一人につき一・九八平方メートル以上、屋外遊戯場の

面積は、

前号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。

## 六 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。

## 七 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下「保育室等」という)を二階に設ける建物は、次

のイ、ロ及びヘの要件に、保育室等を三階以上に設ける建物は、次の各号に掲げる要件に該当するものであること。

イ 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第九号の二に規定する耐火建築物又は同表の下欄に掲げる施設又は設備が「以上設けられること」。

ロ 保育室等が設けられている次の表の上欄に掲げる階に応じ 同表の中欄に掲げる区分ごとにそれ同表の下欄に掲げる施設又は設備が「以上設けられること」。

二階	区分	避難用	常用	常
1 避難用	常 用	2 1 屋内階段	施 設 又 は 設 備	1 建築基準法施行令(昭和二十二年厚生省令第六十三号)第三十二条第一項各号に規定する構造の屋内階段
2 常 用	2 1 屋内階段	2 1 屋外階段	2 1 建築基準法施行令(昭和二十二年厚生省令第六十三号)第三十二条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋外階段	
4 常 用	3 2 避難用 設備	4 屋外階段	2 2 屋外階段	2 2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備

三階	常用	避難用	上四階以
1 建築基準法施行令(昭和二十二年厚生省令第六十三号)第三十二条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段	1 建築基準法施行令(昭和二十二年厚生省令第六十三号)第三十二条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋外階段	1 建築基準法施行令(昭和二十二年厚生省令第六十三号)第三十二条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋外階段	1 建築基準法施行令(昭和二十二年厚生省令第六十三号)第三十二条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段
2 屋外階段	2 屋外階段	2 屋外階段	2 屋外階段
3 屋外階段	3 屋外階段	3 屋外階段	3 屋外階段

ハ 口に掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る步行距離が三メートル以下となるよう設けられていること。

二 小規模保育事業所A型の調理設備(次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下この二において同じ)以外の部分と小規模保育事業所A型の調理設備の部分が建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令(昭和二十二年厚生省令第六十三号)第三十二条第一項に規定する特定防火設備で囲画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンバーが設けられていること。

(1)スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(2)木小規模保育事業所A型の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

ト 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

チ 保育室等の他乳幼児が出入り、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

第二十九条 小規模保育事業所A型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第十六条第一項の規定により搬入施設か食事を搬入する小規模保育事業所A型にあつては、調理員を置かないことができる。

ト 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に一を加えた数以上とする。

一 乳児 おおむね三人につき一人

二 満一歳以上満三歳に満たない幼児 おおむね六人につき一人

三、満二歳以上満四歳に満たない児童、おおむね二十人につき一人（法第六条の三第十項第一号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）  
 四、満四歳以上の児童、おおむね三十人につき一人  
 3、前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師又は看護師を、一人に限り、保育士とみなすことができる。

(準用)

第三十条 第二十四条から第二十六条までの規定は、小規模保育事業A型について準用する。この場合において、第二十四条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第二十六条において「家庭的保育事業者」という。）とあるのは」「小規模保育事業A型を行う者（第三十条において準用する次条及び第二十六条において「小規模保育事業者（A型）」という。）と第二十五条及び第二十六条中家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者（A型）」とする。

### 第三節 小規模保育事業B型

(職員)

第三十一条 小規模保育事業B型を行う事業所（以下「小規模保育事業所B型」という。）には、保育士その他保育に従事する職員として市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第十六条第一項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあっては、調理員を置かないことができる。

2

2、保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に一を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

1

一、乳児（おおむね三人につき一人）

2

二、満一歳以上満三歳に満たない児童（おおむね六人につき一人）

3

三、満三歳以上満四歳に満たない児童（おおむね二十人につき一人）（法第六条の三第十項第一号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

4

四、満四歳以上の児童（おおむね三十人につき一人）

3、前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師又は看護師を、一人に限り、保育士とみなすことができる。

(準用)

第三十二条 第二十四条から第二十六条まで及び第二十八条の規定は、小規模保育事業B型について準用する。この場合において、第二十四条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第二十六条において「家庭的保育事業者」という。）とあるのは」「小規模保育事業B型を行う者（第三十条において準用する次条及び第二十六条において「小規模保育事業者（B型）」という。）と第二十五条及び第二十六条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者（B型）」とする。

### 第四節 小規模保育事業C型

(設備の基準)

第三十三条 小規模保育事業C型を行う事業所（以下「小規模保育事業所C型」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

1

一、乳児又は満二歳に満たない幼児を利用する小規模保育事業所C型には、乳児室又はほふく室、

調理設備及び便所を設けること。

2

二、乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児一人につき二・三平方メートル以上であること。

3

三、乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。

四、満二歳以上の幼児を利用する小規模保育事業所C型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理設備及び便所を設けること。

五、保育室又は遊戯室の面積は、満二歳以上の幼児一人につき三・三平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。  
 六、保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。

### 第三十五条 小規模保育事業所C型

(職員)

第三十六条 小規模保育事業所C型には、家庭的保育者（嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所C型又は第十六条第一項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所C型にあっては、調理員を置かなければならない。）と、家庭的保育者（一人が保育することができる乳幼児の数は、三人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者とともに保育する場合には、五人以下とする。）

### 第四章 居宅訪問型保育事業

(准用)

第三十七条 居宅訪問型保育事業者は、次の各号に掲げる保育を提供するものとする。  
 1、障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育  
 2、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第三十四条第五項又は第四十六条第五項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育  
 3、法第二十四条第六項に規定する措置に対応するために行う保育  
 4、母子家庭等（母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百一十九号）第六条第四項に規定する母子家庭等をいう。）の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市町村が認める乳幼児に対する保育

五、離島その他の地域であつて、居宅訪問型保育事業所には、事業の運営を行うために必要な広い市町村が認めるものにおいて行う保育（設備及び備品）  
 第三十八条 居宅訪問型保育事業者が当該事業を行つ事業所には、事業の実施に必要な設備及び備品等を備えなければならない。  
 人とする。  
 第四十条 居宅訪問型保育事業者は、第三十七条第一号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（法第四十一条に規定する障害児入所施設）いう。その他の市町村の指定する施設（この条において「居宅訪問型保育連携施設」という。）を確実に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であつて、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいて居宅訪問型保育事業を行つ居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。

保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児一人につき二・三平方メートル以上である。屋外遊戯場の面積は、前号の幼児一人につき二・三平方メートル以上である。

保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。

保育室等を二階に設ける建物は、次のイ、ロ及びの要件に、保育室等を三階以上に設ける建物は、次の各号に掲げる要件に該当するものである。

イ 建築基準法第二条第九号の二に規定する耐火建築物又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物であること。

準用)

□ 保育室等が設けられている次の表の上欄に掲げる場合に応じ 同表の中欄に掲げる区分ごとに それぞれ同表の下欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること。

利 用 定 員 数	その他の乳児又は幼児の数
一 人以上五 人以下	一 人
六 人以上七 人以下	二 人
八 人以上十 人以下	三 人
十 一 人以上十五 人以下	四 人
十 六 人以上二十 人以下	五 人
二十一 人以上三十五 人以下	六 人
二十六 人以上三十 人以下	七 人
三十一 人以上四十 人以下	十 人
四十一 人以上五十 人以下	十二 人
五十一 人以上六十 人以下	十五 人
六十一 人以上七十 人以下	二十 人
七十一 人以上	二十 人

話題の基準)

**第四十二条** 事業所内保育事業（利用定員が二十人以上のものに限る。以下この条、第四十五条及び第四十六条において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行ふ事業所（以下「保育所型事業所内保育事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

**一** 乳児又は満二歳に満たない幼児を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室（当該保育所型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第五号において同じ。）及び便所を設けること。

**二** 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児一人につき一・六五平方メートル以上であること。

**三** ほふく室の面積は、乳児又は第一号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。

**四** 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。

**五** 満二歳以上の幼児（法第六条の三第十二項第二号の規定に基づき保育が必要と認められる児童）

満二歳以上の児童（法第六条の三第十一項第二号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であつて満三歳以上のものを受け入れる場合にあつては、当該児童を含む。以下この章において同じ。）を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（保育所型事業所内保育事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号において同じ。）、調理室及び便所を設けること。

保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児一人につき一・九八平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児一人につき二・三平方メートル以上であること。  
保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。  
保育室等を二階に設ける建物は、次のイ、ロ及びヘの要件に、保育室等を三階以上に設ける建物は、次の各号に掲げる要件に該当するものであること。  
イ 建築基準法第二条第九号の二に規定する耐火建築物又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物であること。

木 保育所型事業所内保育事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。  
へ 保育室等その他乳幼児が出入り、又は通行する場所に 乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

ト 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

チ 保育所型事業所内保育事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。

(職員)

第四十四条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。

ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第十六条第一項の規定により、搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことがで

きる。

第四十五条 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、

保育所型事業所内保育事業所につき二人を下回ることはできない。

一 乳児 おおむね三人につき一人

二 満一歳以上満三歳に満たない幼児 おおむね六人につき一人

三 満三歳以上満四歳に満たない児童 おおむね二十人につき一人(法第六条の三第十二項第一号

の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ)

四 満四歳以上の児童 おおむね三十人につき一人

(連携施設に関する特例)

第四十五条 保育所型事業所内保育事業を行なう者にあつては、連携施設の確保に當たっては、當該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保

健師又は看護師を一人に限り、保育士とみなすことができる。

3 前項に規定する保育士の数の算定に當たっては、當該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保

健師又は看護師を、一人に限り、保育士とみなすことができる。

(準用)

第四十六条 第二十四条から第二十六条までの規定は、保育所型事業所内保育事業について準用する。

この場合において、第二十四条中「家庭的保育事業を行う者」(次条及び第二十六条において「家庭

的保育事業者」という)、とあるのは「保育所型事業所内保育事業を行う者」(第四十六条において

準用する次条及び第二十六条において「保育所型事業所内保育事業者」という)、と、第二十五条

及び第二十六条中「家庭的保育事業者」とあるのは「保育所型事業所内保育事業者」とする。

(職員)

第四十七条 事業所内保育事業(利用定員が十九人以下のものに限る。以下この条及び次条において

「小規模型事業所内保育事業」という)を行う事業所(以下この条及び次条において「小規模型事

業所内保育事業者」という)には保育士その他保育に従事する職員として市町村長が行う研修、市

町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む)を修了した者(以下この条において

「保育従事者」という)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部

を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第十六条第一項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

(小規模保育事業B型に関する経過措置)

第四条 第三十一条及び第四十七条の規定の適用については、第二十三条第二項に規定する家庭的保

育者又は同条第三項に規定する家庭的保育補助者は、この省令の施行の日から起算して五年を経過するまでの間、第三十一条第一項に規定する保育従事者とみなす。

(利用定員に関する経過措置)

第五条 小規模保育事業C型にあつては、第三十五条の規定にかかるらず、この省令の施行の日から

起算して五年を経過するまでの間、その利用定員を六人以上十五人以下とすることができる。

3 前項に規定する保育士の数の算定に當たっては、當該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保

健師又は看護師を、一人に限り、保育士とみなすことができる。

(準用)

第四十八条 第二十四条から第二十六条まで及び第二十八条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第二十四条中「家庭的保育事業を行う者」(次条及び第二十六

条において「家庭的保育事業者」という)、とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第一号中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、調理設備とあるのは「調理設備(当該小規模型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附

属して設置する炊事場を含む)」(第四号において同じ)、と、同条第四号中「法第六条の三第十項第二号」とあるのは「法第六条の三第十二項第一号」と、次号」とあるのは「第四十八条において準

用する第二十八条第五号」とする。

### 附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成二十

四年法律第六十七号)の施行の日から施行する。

(食事の提供の経過措置)

第二条 この省令の施行の日の前日において現に存する法第三十九条第一項に規定する業務を目的とする施設若しくは事業を行う者が、施行日後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、こ

の省令の施行の日から起算して五年を経過する日までの間は、第十五条、第二十一条第四号(調理

設備に係る部分に限る)、第二十三条第一項(調理員に係る部分に限る)、第二十八条第一号(調

理設備に係る部分に限る)、第二十二条及び第四十八条において準用する場合を含む)、及び第四号

(調理設備に係る部分に限る)、第三十二条及び第四十八条において準用する場合を含む)、第二

十九条第一項本文(調理員に係る部分に限る)、第三十二条第一項本文(調理員に係る部分に限る)、

第三十三条规定第一号(調理設備に係る部分に限る)、及び第四号(調理設備に係る部分に限る)、第三

十四条规定第一項(調理員に係る部分に限る)、第四十三条规定第一号(調理室に係る部分に限る)、及び第

五号(調理室に係る部分に限る)、第四十四条规定第一項(調理員に係る部分に限る)並びに第四十七

条第一項本文(調理員に係る業務に限る)の規定は、適用しないことができる。

(連携施設に関する経過措置)

第三条 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であつて、子ども・子育て支援法第五

十九条第四号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行なうことができる市町村が認める場合は、第六条第一項本文の規定にかかるらず、この省令の施行の日から起算して五年を経過するまでの間、連携施設の確保をしないことができる。

(小規模保育事業B型に関する経過措置)

第四条 第三十一条及び第四十七条の規定の適用については、第二十三条第二項に規定する家庭的保

育者又は同条第三項に規定する家庭的保育補助者は、この省令の施行の日から起算して五年を経過するまでの間、第三十一条第一項に規定する保育従事者とみなす。

(利用定員に関する経過措置)

第五条 小規模保育事業C型にあつては、第三十五条の規定にかかるらず、この省令の施行の日から

起算して五年を経過するまでの間、その利用定員を六人以上十五人以下とすることができる。

(利用定員に関する経過措置)

第六条 第三十一条第一項及び第四十七条第一項に規定する保育従事者とみなす。

(利用定員に関する経過措置)

第七条 第三十五条の規定にかかるらず、この省令の施行の日から起算して五年を経過するまでの間、その利用定員を六人以上十五人以下とすることができる。

(利用定員に関する経過措置)

○厚生労働省令第六十二号

子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十六号及び子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十四年法律第六十七号)の施行に伴い、並びに児童福祉法第四十五条第二項の規定に基づき、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年四月三十日

厚生労働大臣 田村 憲久

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令

に改める。

第十二条第三項中「保育の実施」を「保育の提供若しくは法第二十四条第五項若しくは第六項の規定による措置」に改める。

第十三条中「児童福祉施設」の下に「保育所を除く」とを加え、同条に次の一項を加える。

2 保育所は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要な事項に関する規程を定めておかなければ

ならない。

一 施設の目的及び運営の方針

二 提供する保育の内容

三 職員の職種、員数及び職務の内容

四 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日

五 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額

六 保育所の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たつての留意事項

七 緊急時等における対応方法

八 非常災害対策

九 虐待の防止のための措置に関する事項

十 保育所の運営に関する重要な事項

第十四条の三第三項中「保育の実施」を「保育の提供若しくは法第二十四条第五項若しくは第六項の規定による措置」に改める。

第三十二条第八号の表中「建築基準法施行令第二百二十三条规定第一項各号に規定する避難用構造の屋外階段」を

第三十二条第八号の表中「避難用

建築基準法施行令第二百二十三条规定第一項各号に規定する避難用構造の屋外階段」を

に改める。

第三十三条第一項中「認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)以下「就学前保育等推進法」という、第七条第一項に規定する認定こども園をいう)である保育所(以下「認定保育所」という)にあつては、幼稚園(学校教育法第一条に規定する幼稚園をいう。以下同じ)と同様に一日に四時間程度利用する児童、以下「長時間利用児」という、おおむね三十五人につき一人以上、一日に八時間程度利用する児童(以下「長時間利用児」という、おおむね二十人につき一人以上)及び認定保育所にあつては、短時間利用児おおむね三十五人につき一人以上、長時間利用児おおむね三十人につき一人以上」を削る。

第三十六条の二を次のように改める。

(業務の質の評価等)

第三十六条の二 保育所は、自らその行う法第三十九条に規定する業務の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 保育所は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

第三十六条の三 削除

附則第九十四条を次のように改める。

第三十六条の三 削除

附則第九十四条を次のように改める。

第九十四条 削除

この省令は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十四年法律第六十七号)の施行の日から施行する。

## ○厚生労働省令第六十三号

児童福祉法(昭和二十二年法律第二百六十四号)第三十四条の八の二第一項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を次のように定める。

平成二十六年四月三十日

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

厚生労働大臣 田村 恵久

## (趣旨)

第一条 児童福祉法(昭和二十二年法律第二百六十四号)以下「法」という、第三十四条の八の二第二項の厚生労働省令で定める基準(以下「設備運営基準」という)は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

一 法第三十四条の八の二第一項の規定により、放課後児童健全育成事業(法第六条の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業をいう。以下同じ。)に従事する者及びその員数について市町村(特別区を含む。以下同じ。)が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第十条(第四項を除く)及び附則第二条の規定による基準

二 法第三十四条の八の二第一項の規定により、放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数以外の事項について市町村が条例を定めるに当たつて参考すべき基準 この省令に定める基準のうち、前号に定める規定による基準以外のもの

2 設備運営基準は、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)の監督に属する放課後児童健全育成事業を利用している児童(以下「利用者」という。)が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

3 厚生労働大臣は、設備運営基準を常に向上させるよう努めるものとする。

## (最低基準の目的)

第二条 法第三十四条の八の二第一項の規定により市町村が条例で定める基準(以下「最低基準」という。)は、利用者が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。



## (虐待等の禁止)

第十二条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

## (衛生管理等)

第十三条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。  
放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

放課後児童健全育成事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

## (運営規程)

第十四条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要な事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

## 1 事業の目的及び運営の方針

## 2 職員の職種、員数及び職務の内容

## 3 開所している日及び時間

## 4 支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額

## 5 利用定員

## 6 通常の事業の実施地域

## 7 事業の利用に当たつての留意事項

## 8 緊急時等における対応方法

## 9 非常災害対策

## 10 虐待の防止のための措置に関する事項

## 11 その他事業の運営に関する重要な事項

## (放課後児童健全育成事業者が備える帳簿)

第十五条 放課後児童健全育成事業者は、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

## (秘密保持等)

第十六条 放課後児童健全育成事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者の家族の秘密を漏らしてはならない。

放課後児童健全育成事業者は、職員であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

## (苦情への対応)

第十七条 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関する利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

放課後児童健全育成事業者は、その行つた支援に關し市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。

放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに運営適正化委員会が行う同法第八十五条第一項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

## (開所時間及び日数)

第十八条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する時間について、次各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間を原則として、その地方における児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。

## 1 小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業 一日につき八時間

2 小学校の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業 一日につき三時間

## 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する日数について、一年につき二百五十九日以上を原則として、その地方における児童の保護者の就労日数、小学校の授業日その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。

## (保護者との連絡)

第十九条 放課後児童健全育成事業者は、常に利用者の保護者と密接な連絡をとり、当該利用者の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

## (関係機関との連携)

第二十条 放課後児童健全育成事業者は、市町村、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。

## (事故発生時の対応)

第二十一条 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、市町村、当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

## 2 (附則)

放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

## 2 (施行期日)

第一条 この省令は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十四年法律第六十七号)の施行の日から施行する。

## (職員の経過措置)

第二条 この省令の施行の日から平成三十一年三月三十一日までの間、第十条第三項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは「修了したもの(平成三十一年三月三十一日までに修了することを予定している者を含む)」とする。